平成２２年（フ）第１７７号
静岡県沼津市上香貫槙島町1358番地の１　槙島リッチ301号、前住所静岡県伊豆の国市中892番地の７
債務者　渡邉　義秋
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
愛知県岡崎市真福寺町字中ノ坂５番地34
債務者　鴇田　秋子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ｃ―404
債務者　宮崎　宣子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
三重県松阪市東町154番地
債務者　松田　理恵
１　決定年月日時　平成22年５月26日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２３号
京都府南丹市日吉町田原貝尻62番地
債務者　**栃**川　豊治
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
京都府福知山市駅南町３丁目87番地　村田アパート
債務者　藤林　眞澄
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
堺市東区日置荘西町３丁22番12号、前住所堺市東区西野376番地　椿谷第１マンション202号
債務者　木下由美子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
堺市南区茶山台２丁３番18―105号
債務者　木野村恭子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
堺市堺区南半町西３丁３番３号
債務者　油嵜　康幸
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁229番地　朋美園302号、前住所大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―1024号
債務者　小林　知子（旧姓吉本）
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
大阪市住之江区新北島３丁目７番45―309号、前住所大阪府河内長野市緑ヶ丘中町３番８号
債務者　神田　惠美（旧姓林）
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
堺市南区原山台３丁１番18―204号
債務者　甲斐　利子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
堺市中区深井東町3136番地　フルーリ深井213号
債務者　橋本加奈子
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
大阪府松原市天美南４丁目７番32―206号、前住所大阪府松原市天美東７丁目14番５―1204号
債務者　岨　　弘美（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８３号
堺市中区土師町１丁５番８号　ニューハイツ北田Ⅱ201号
債務者　目黒　　登
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目56番13号
債務者　若松　琴美
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
盛岡市三本柳22地割46番地81
債務者　澤村　昌範
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７５号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割89番地49
債務者　沢口　三郎
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部